

市水防協議会の市防災会議への統合について

市水防計画を市地域防災計画に一体化することに伴い、今後は市防災会議において市地域防災計画を審議・決定を行うこととし、市水防協議会を市防災会議へ統合するものです。

○ 背景と理由

令和3年2月16日付け内閣府・総務省・国土交通省通知「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」により、地域防災計画と水防計画を一体的に策定することで事務の簡素化が可能とされています。

また、水防法では、水防協議会を設置しない場合には市町村防災会議に諮ることとされており、水防協議会を設置しない自治体が増えている状況にあります。

本市においては、市水防計画の一体化及び市水防協議会の廃止については、令和7年5月23日に開催した市水防会議において了承されているところであります。

なお、この統合により、計画策定や見直しに伴う事務の簡素化が図られるとともに、委員の皆様の負担軽減にもつながるものと考えております。

○ 参考

市水防協議会とは、水防法に基づき市が設置（任意）するものであり、水防計画の審議や水防に関する重要事項の調査・審議を行う機関です。

一方、市防災会議は、災害対策基本法に基づき市が設置（必須）するものであり、地域防災計画の策定・審議や、地域の防災に関する重要事項の審議を行う機関です。

市防災会議と市水防協議会の構成比較表

市防災会議					市水防協議会の 構成
No.	条例の区分	委員の区分	団体名	構成	
1	第2項	会長	会津若松市	○	○
2	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	福島労働局会津労働基準監督署	○	
3	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	東北農政局福島県拠点	○	○
4	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	関東森林管理局会津森林管理署	○	
5	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○
6	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	東北地方整備局郡山国道事務所会津若松出張所	○	
7	第5項第1号	指定地方行政機関の職員	福島地方気象台	○	○
8	第5項第2号	県職員	会津地方振興局	○	○
9	第5項第2号	県職員	会津保健福祉事務所	○	
10	第5項第2号	県職員	会津農林事務所	○	
11	第5項第2号	県職員	会津若松建設事務所	○	○
12	第5項第3号	警察職員	会津若松警察署	○	○
13	第5項第4号	市職員	会津若松市	○	○
14	第5項第4号	市職員	会津若松市上下水道局	○	○
15	第5項第4号	市職員	会津若松市企画政策部	○	○
16	第5項第4号	市職員	会津若松市財務部	○	○
17	第5項第4号	市職員	会津若松市総務部	○	○
18	第5項第4号	市職員	会津若松市民部	○	○
19	第5項第4号	市職員	会津若松市健康福祉部	○	○
20	第5項第4号	市職員	会津若松市観光商工部	○	○
21	第5項第4号	市職員	会津若松市農政部	○	○
22	第5項第4号	市職員	会津若松市建設部	○	○
23	第5項第4号	市職員	会津若松市上下水道局	○	○
24	第5項第4号	市職員	会津若松市教育委員会	○	○
25	第5項第4号	市職員	会計管理者	○	○
26	第5項第4号	市職員	議会事務局	○	
27	第5項第4号	市職員	選挙管理委員会	○	
28	第5項第4号	市職員	監査事務局	○	
29	第5項第4号	市職員	農業委員会事務局	○	
30	第5項第5号	教育長	会津若松市教育委員会	○	○
31	第5項第6号	消防長	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	○	○
32	第5項第6号	市消防団	会津若松市消防団	○	○
33	第5項第7号	指定公共機関職員等	日本郵便(株)会津若松郵便局	○	
34	第5項第7号	指定公共機関職員等	東日本旅客鉄道(株)会津若松駅	○	
35	第5項第7号	指定公共機関職員等	NTT東日本(株)福島支店	○	○
36	第5項第7号	指定公共機関職員等	東北電力ネットワーク(株)会津若松電力センター	○	
37	第5項第7号	指定公共機関職員等	東京電力リニューアブルパワー(株)猪苗代事業所	○	○
38	第5項第7号	指定公共機関職員等	東日本高速道路(株)東北支社会津若松管理事務所	○	
39	第5項第7号	指定公共機関職員等	会津乗合自動車(株)	○	
40	第5項第7号	指定公共機関職員等	公益社団法人福島県トラック協会会津支部	○	
41	第5項第7号	指定公共機関職員等	公益社団法人福島県看護協会会津支部	○	
42	第5項第7号	指定公共機関職員等	会津鉄道(株)	○	
43	第5項第7号	指定公共機関職員等	公益社団法人会津若松医師会	○	
44	第5項第7号	指定公共機関職員等	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	○	
45	第5項第8号	自主防災組織を構成する者	会津若松市区長会	○	
46	第5項第8号	学識経験者	公立大学法人会津大学	○	
47	第5項第9号	市長が必要と認めた者	会津若松消防署	○	
48	第5項第9号	市長が必要と認めた者	会津若松市民生児童委員協議会	○	
49	第5項第9号	市長が必要と認めた者	会津若松市男女共同参画推進実行委員会	○	
50	第5項第9号	市長が必要と認めた者	あいづ方部サザンクロスクラブ	○	
51	第5項第9号	市長が必要と認めた者	会津若松市女性人材リスト	○	
52	第5項第9号	市長が必要と認めた者	会津若松市女性人材リスト	○	
			東北電力(株)会津若松支社		○